

議第6号

高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
について

高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年2月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い改正しようとする。

高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
 高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年高山市条例第
 36号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|---|--|------|---|---|------|
| <p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第6条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> | | | <p>附 則 (他の法令による給付との調整)</p> <p>第6条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障がい又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障がい又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p> | | |
| 傷病補償年金 | 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。） | 0.75 | 傷病補償年金 | 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年 | 0.73 |
| | 国民年金等改正法附則第78条 | 0.75 | | | |

| | | |
|--------|--|------|
| | 第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。） | |
| | 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。） | 0.89 |
| | 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。） | 0.73 |
| | 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.86 |
| | 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害厚生年金が支給される場合を除く。） | 0.88 |
| 障害補償年金 | 旧船員保険法の障害年金 | 0.74 |
| | 旧厚生年金保険法の障害年金 | 0.74 |
| | 旧国民年金法の障害年金 | 0.89 |
| | 障害厚生年金及び障害基礎年金 | 0.73 |
| | 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害基 | 0.83 |

| | | |
|--------|--|------|
| | 金」という。） | |
| | 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.88 |
| | 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害厚生年金が支給される場合を除く。） | 0.88 |
| | 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。） | 0.75 |
| | 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。） | 0.75 |
| | 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。） | 0.89 |
| 障害補償年金 | 障害厚生年金及び障害基礎年金 | 0.73 |
| | 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.83 |
| | 障害基礎年金（当該補償の事由 | 0.88 |

| | | |
|--------|--|------|
| | 礎年金が支給される場合を除く。) | |
| | 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障がいについて障害厚生年金が支給される場合を除く。) | 0.88 |
| 遺族補償年金 | 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金 | 0.80 |
| | 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金 | 0.80 |
| | 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 | 0.90 |
| | 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。） | 0.80 |
| | 遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.84 |
| | 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金 | 0.88 |
| | 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 | 0.80 |
| | 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 | 0.80 |
| | 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 | 0.90 |

| | | |
|--------|---|------|
| | となつた障がいについて障害厚生年金が支給される場合を除く。) | |
| | 旧船員保険法による障害年金 | 0.74 |
| | 旧厚生年金保険法による障害年金 | 0.74 |
| | 旧国民年金法による障害年金 | 0.89 |
| 遺族補償年金 | 厚生年金保険法による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。） | 0.80 |
| | 遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.84 |
| | 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金 | 0.88 |
| | 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 | 0.80 |
| | 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 | 0.80 |
| | 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金 | 0.90 |

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

| | |
|--|------|
| 旧船員保険法の障害年金 | 0.75 |
| 旧厚生年金保険法の障害年金 | 0.75 |
| 旧国民年金法の障害年金 | 0.89 |
| 障害厚生年金及び障害基礎年金 | 0.73 |
| 障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.86 |
| 障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金が支給される場合を除く。） | 0.88 |

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

| | |
|--|------|
| 障害厚生年金及び障害基礎年金 | 0.73 |
| 障害厚生年金（当該補償の事由となった障がいについて障害基礎年金が支給される場合を除く。） | 0.88 |
| 障害基礎年金（当該補償の事由となった障がいについて障害厚生年金が支給される場合を除く。） | 0.88 |
| 旧船員保険法による障害年金 | 0.75 |
| 旧厚生年金保険法による障害年金 | 0.75 |
| 旧国民年金法による障害年金 | 0.89 |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第6条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。